

## 能代港工業用地浚渫土砂からの重金属の検出について

### 1 概要

現在、県が管理している能代港工業用地内には、8.4haの敷地に約36万 $m^3$ の浚渫土砂が保管されているが、この土砂の土壌分析を行ったところ、一部に土壌環境基準を超える重金属(自然的原因によるヒ素)が検出された。

当該浚渫土砂については、平成6年度から平成19年度まで、39回約56万 $m^3$ が公共事業や有償販売により能代港工業用地外に搬出されてきており、土壌環境基準を超える土砂を搬出した可能性があることから、早期に搬出先の現況調査や対応策を検討する。

### 2 重金属(ヒ素)の環境基準

- (1) 環境基本法で定める土壌環境基準は、検液1リットルにつき0.01mg以下。
- (2) 但し、土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水が汚染されていない場合は、同基準の3倍の値(0.03mg/㍓)以下が適用される。

### 3 重金属(ヒ素)検出状況と環境基準への適合性について

- (1) 能代港工業用地に保管している浚渫土砂の土壌分析(3地点6試料)を行ったところ、次のとおりである。

(単位: mg/㍓)

	NO.1	NO.2	NO.3
盛土上面より1mまでの深さ	0.012	0.009	0.009
盛土上面より1mから2mまでの深さ	0.012	0.028	0.010

- (2) 上記2(2)にある環境基準への適合性については、今後の調査により判断したい。

#### 4 利用形態別の搬出箇所数

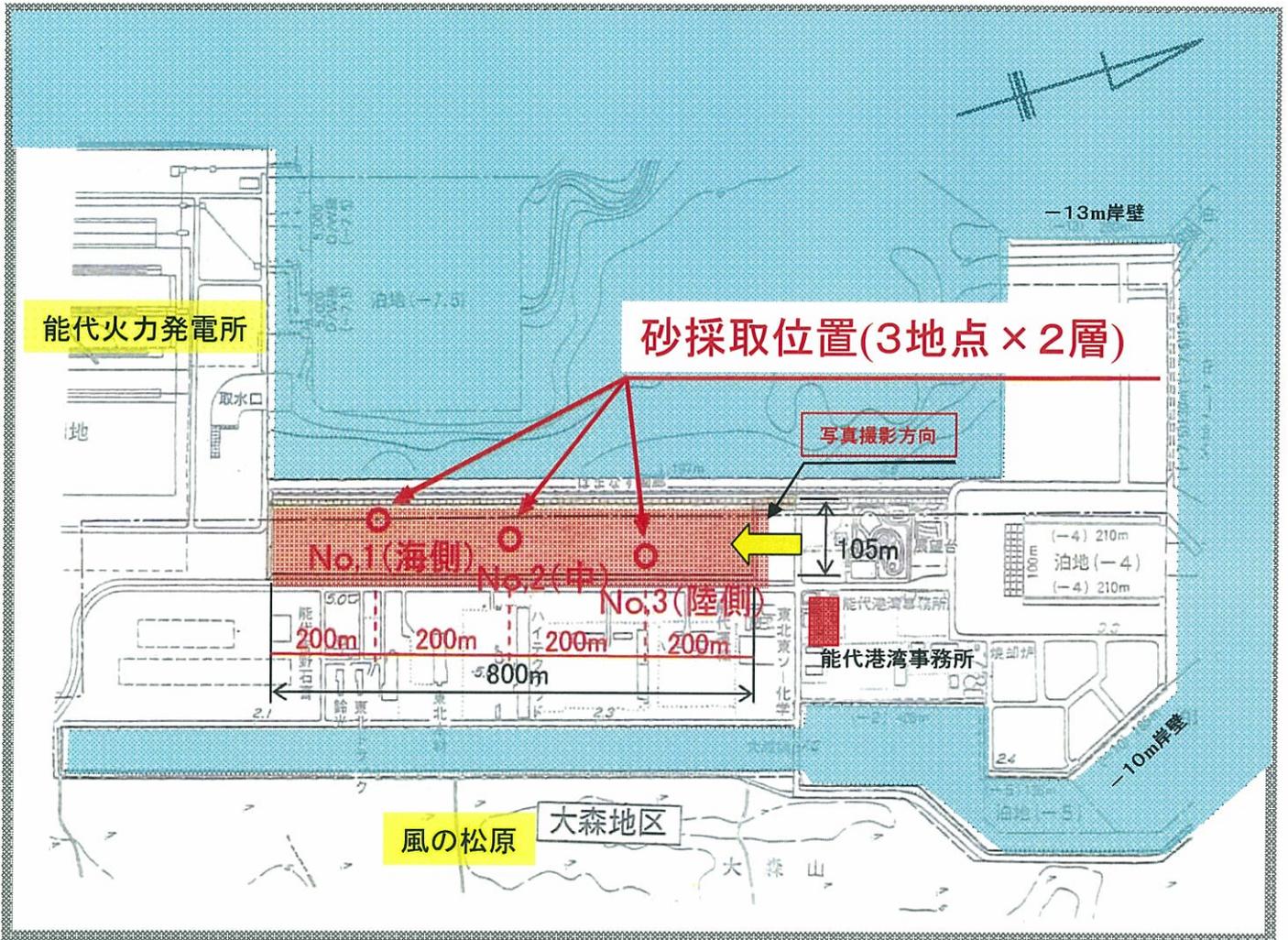
利用形態及び搬出箇所数は、書類上から次のとおり推定される。

利用形態	建設工事・盛土	宅地造成	造成等	埋立・埋め戻し	骨材	砂利採取跡 地埋め戻し	鉋さい流 出防止	その他	合計
箇所数	26	9	5	4	2	2	2	5	55

#### 5 今後の対応

- (1) 最終搬出場所や利用状況等については、書類上では分からないことから、土砂提供先や販売先から聞き取り等により確認する。
- (2) 最終搬出場所における調査方法や対応策については、市町村や関係機関等と連携を図るとともに、必要に応じて学識経験者の意見を聴きながら取り組む。
- (3) 特に宅地造成や不特定多数の人が立ち入る場所については、最優先で取り組んでいく。
- (4) 能代港工業用地内に保管している浚渫土砂については、地下水面から離れており、また以前より飛砂防止対策を実施しているが、調査の上必要な対応策について検討を進める。

# 調査位置図(能代港工業用地内の浚渫土砂)



## 現況写真

